

林業振興課ホームページ木工業者情報掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、林業振興課ホームページに紀州材を利用した木工品の製造や販売を行う県内の事業者（以下「木工業者」という。）に関する情報を掲載する場合における必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 林業振興課ホームページで木工業者に関する情報を掲載することにより、木工業者の紀州材の販路開拓活動を支援し、もって紀州材需要拡大に寄与することを目的とする。

(対象事業者)

第3条 紀州材を利用した木工品の製造・販売を行う県内の事業者。

(情報掲載の申込み)

第4条 別記第1号様式により、林業振興課長あて情報掲載を申し込むものとする。

2 情報掲載の申込みは、随時受け付けるものとする。

(情報掲載の可否)

第5条 林業振興課長は、前条に規定する申込みを受けたときは、内容を審査のうえ、情報掲載の可否を決定する。

2 林業振興課長は、情報掲載の可否について決定を行った場合は、その結果を別記第2号様式により申込者に通知する。

(掲載期間)

第6条 掲載期間は、掲載年度の次年度末とし、以後1年毎に更新する。

(掲載期間の更新)

第7条 掲載期間が満了する日までに前第4条の申込みを行うこととする。

(申込みの変更・辞退)

第8条 申込みの変更又は辞退をする場合は、別記第3号様式により林業振興課長へ届け出るものとする。

(掲載内容の修正・削除)

第9条 林業振興課長は、前第4条の申込みの内容に修正を加えて情報掲載することができるものとする。

2 林業振興課長が必要と認めるときは情報掲載された内容を削除することができるものとする。

(申込者の責務)

第10条 申込者は、掲載情報に関する一切の責任を負うものとする。

2 申込者は、掲載情報が第三者の権利を侵害するものではないこと及び掲載情報に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを和歌山県に対して保証するものとする。

3 第三者から、掲載情報に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、申込者の責任及び負担において解決することとする。

(所掌)

第11条 この要領に関する事務は、林業振興課において所掌する。

附則

この要領は、平成23年2月7日から施行する